

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 2 号
件 名	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書の提出について
要 旨	<p>子供たち一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者、地域住民、教職員共通の願いです。</p> <p>2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校での早期実施も必要です。新潟市では、既に小学校低学年における32人以下学級、小学校中学年における32人以下（下限23人）、小学校5年生から中学校3年生までは35人以下学級（下限25人）と少人数学級を独自に実現しました。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えてきています。しかし、小学校3・4年生については1クラス23人以上、小学校5年生から中学校3年生までは1クラス25人以上の下限設定があり、全ての学校で実現しているわけではありません。きめ細かい教育活動をするためには、下限設定の撤廃やさらなる学級編制標準の引下げ、30人以下学級の実現が必要です。</p> <p>学校現場では、貧困、いじめ、不登校などの解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型肺炎感染症対策に伴い新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年2月20日 文教経済常任委員会
受 理	令和5年2月9日 第613号

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関へ意見書を提出するよう陳情いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために、30人以下とすること。
- 1 学校の働き方改革、長時間労働を是正するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 1 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 1 教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。